

## 【4】共有すべき医療事故情報「ベッドからベッドへの患者移動に関連した医療事故」(第13回報告書)について

### (1) 発生状況

第13回報告書分析対象期間(平成20年1月～3月)において、ベッドからベッドへの患者移動に関連した事例が報告され、「共有すべき医療事故情報として」取り上げた。これまで類似の事例は、平成20年に3件、平成21年に3件、平成22年1月～6月まで1件報告された。本報告書分析対象期間(平成22年7月～9月)に報告された事例は2件であった。

### (2) 事例概要

#### 事例1

患者はエレベートバスで入浴していた。次に入浴予定の患者の都合で入浴した側にあったストレッチャー架台を反対側に移動させていたが、患者が浴槽から出る際、ストレッチャーの架台が無いことに気づかず、入浴した側に架台が有ると思いこみ、スライドさせた。レールからエレベートバス担架が外れ担架ごと転落した。左頭頂部裂傷を負った。浴室内の入浴介助者は1人であった。

#### 事例2

入浴後、エレベートバスから約2メートル離れた本人のベッドへ、1人で抱きかかえ移乗しようとした。ベッドへ寝せようとした際に、ベッドの頭側が動いたため、慌てて両手に力を入れて患者の身体を自分の方へ引き寄せた。この時患者の下肢のところで「ボキ」と音がした。その後、右大腿骨転子下骨折がわかった。体重により複数人介助が決められているが守っておらず、一人でできると判断した。また、ベッドのストッパーがかかっていたいなかった。

### (3) 事例が発生した医療機関の改善策について

事例が発生した医療機関の改善策として、以下が報告されている。

#### 1) 複数人での移動の検討

- ① 体重により決められている複数人介助のルールを守る。
- ② 入浴介助、機械浴の操作は複数人である。

#### 2) 安全に移動できる環境づくり

- ① ベッドのストッパーはベッドを移動した人が必ず確認する。
- ② 入出浴時は声だし確認をする。互いに声がけを行う。

### (4) まとめ

ベッドからベッドへの患者移動については、状況により複数人で移動することの検討や、安全に移動できる環境づくりが必要であることが示唆された。

今後も、引き続き注意喚起するとともに、類似事例の発生の動向に注目していく。